## 農業(水稲)用水基準

昭和45年(1970)農林省公害研究会

項目		農業用水基準 (農林水産技術会議 昭和 46 年 10 月 4 日)		
pH(水素イオン濃度)		6.0 ∼ 7.5		
COD(化学的酸素要求量)		6mg/L 以下		
SS(浮遊物質量)		100mg/L 以下		
DO(溶存酸素)		5mg/L 以上		
T-N(全窒素濃度)		1mg/L 以下		
EC(電気伝導度)		0.3mS/cm 以下 30mS/m 以下		
重金属	As(ヒ素)	0.05mg/L 以下		
	Zn(亜鉛)	0.5mg/L 以下		
	Cu (銅)	0.02mg/L 以下		

## 借李

「農薬(水稲)用水基準」は、農林水産省が昭和4年春から約1ヶ月間、汚動物質別について「水稲」に被害を 与えない、限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力は ないが水稲の正常な生育のために望ましいかんが、用水の指標として利用されている。

## 用水の窒素濃度と水稲生育収量の関係

713.3.1.4 == 214.000000000000000000000000000000000000					
T-N	生育収量への影響				
1 mg/L 以下	まったくなし				
1 ~ 3 mg/L	やや過繁茂				
3 ∼ 5 mg/L	過繁茂、ときに収量減				
5 ~ 10 mg/L	収量減				
10 mg/L 以上	収量激減				

(東京都農場試験場 1967年)

## 農業用水の汚濁程度別濃度分級

(mg/L)

	汚濁程度			
	0	1	2	3
全窒素	2以下	2~4	4~8	8以上
アンモニア態窒素	0.5以下	0.5~2	2~5	5以上
COD	7以下	7~10	10~17	17以上
全リン	0.2以下	0.2~0.5	0.5以上	-

(注) 汚濁程度0:農業用水として汚濁のない水質 汚濁程度1:農業用水として許容される水質

汚濁程度2:農業用水として適正な限界を超え対策が必要な水質

汚濁程度3:農業用水として著しく汚染され、対策を講じても被害を生じる水質